

資料6-2

構成員限り

# 中間とりまとめ(案)に関する意見募集結果等の概要

平成20年2月8日

### 意見募集結果の概要



- 〇提出件数 129件
- 〇提出者数 132者(4者連名の意見書が1件)

#### 〇提出者の属性の内訳

- ・(社)日本ケーブルテレビ連盟 ((社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部からも個別に意見提出)
- •(社)日本民間放送連盟
- •地上放送事業者 55者
- ・有線テレビジョン放送事業者 30者
- ・衛星放送関連会社 1者(スカパーJSAT(株))
- ・その他事業者 1者
- •地方自治体 6団体(長野県松本市、辰野町、立科町、富士見町、原村、島根県津和野町)
- ·消費者団体 1者 (全国消費者協会連合会)
- ・その他団体 2者(信州大学、京都滋賀県人会)
- •個人 33者

# (参考)意見提出した有線テレビジョン放送事業者



#### 〇信越地域

須高ケーブルテレビ(株)

協和ビジョン(株)

(株)信州ケーブルテレビジョン

(株)上田ケーブルビジョン

(株)インフォメーション・ネットワーク・

コミュニティ(長野ケーブルテレビ)

伊那ケーブルテレビジョン(株)

#### 〇北陸地域

(株)ケーブルテレビ富山

#### 〇東海地域

小林テレビ設備有限会社

(株)ビック東海

(株)ドリームウェーブ静岡

(株)伊豆急ケーブルネットワーク

伊賀上野ケーブルテレビ(株)

#### <u>〇近畿地域</u>

姫路ケーブルテレビ(株)

#### 〇中国地域

日本海ケーブルネットワーク(株)

出雲ケーブルビジョン(株)

山陰ケーブルビジョン(株)

岡山ネットワーク(株)

山口ケーブルビジョン(株)

萩ケーブルネットワーク(株)

(株)ふれあいチャンネル

(株)ひろしまケーブルテレビ

(株)中海テレビ放送

(株)ケーブルネット下関

(株)倉敷ケーブルテレビ

(株)アイ・キャン

石見ケーブルビジョン(株)

#### 〇四国地域

よさこいケーブルネット(株)

#### 〇九州地域

宮崎ケーブルテレビ(株)

(株)ケーブルメディアワイワイ

その他(匿名希望) 1者

# (参考)意見提出した地上放送事業者



〇北海道地域

北海道文化放送(株)

〇東北地域

(株)秋田放送

(株)宮城テレビ放送

(株)仙台放送

山形放送(株)

福島テレビ(株)

〇関東地域

日本テレビ放送網(株)

(株)東京放送

(株)フジテレビジョン

(株)テレビ朝日

(株)テレビ東京

東京メトロポリタンテレビジョン(株)

〇信越地域

(株)新潟総合テレビ

信越放送(株)

(株)長野放送

(株)テレビ信州

長野朝日放送(株)

〇北陸地域

北日本放送(株)

<u>〇東海地域</u>

(株)静岡第一テレビ

(株)テレビ静岡

(株)静岡朝日テレビ

静岡放送(株)

中京テレビ放送(株)

中部日本放送(株)

名古屋テレビ放送(株)

東海テレビ放送(株)

<u>〇近畿地域</u>

讀賣テレビ放送(株)

(株)毎日放送

朝日放送(株)

関西テレビ放送(株)

テレビ大阪(株)

びわ湖放送(株)

〇中国地域

山陽放送(株)

岡山放送(株)

テレビせとうち(株)

(株)テレビ新広島

広島テレビ放送(株)

(株)広島ホームテレビ

山口放送(株)

〇四国地域

(株)高知放送

(株)テレビ高知

〇九州地域

長崎放送(株)

(株)長崎国際テレビ

(株)熊本放送

(株)熊本県民テレビ

(株)テレビ熊本

(株)テレビ大分

(株)大分放送

大分朝日放送(株)

(株)宮崎放送

(株)南日本放送

鹿児島テレビ放送(株)

<u>〇沖縄地域</u>

沖縄テレビ放送(株)

その他(匿名希望) 2者

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
全体		
有線テレビジョン放送側に偏っている/公平かつ客観的に再送信に関する課題を抽出すべき	民放連、地上放送事 業者	本研究会は、これまで5回にわたり区域外再送信の状況、再送信を取り巻く環境の変化等について、データを踏まえて議論するとともに、(社)日本民間放送連盟及び(社)日本ケーブルテレビ連盟からのヒアリングを行いました。その上で、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、様々なメディア環境の変化等を勘案し、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討し、裁定の基準の見直し等、解決に向けた方策についてとりまとめたものです。
放送法のもとで県域を基本とする地上テレビジョン放送が地域住 民に果たしてきた役割が述べられていない。	民放連、地上放送事 業者	「放送法のもとで県域を基本とする地上テレビジョン放送が地域住民に果たしてきた役割」については、「放送は・・・多様な情報を国民視聴者に提供する点で現代社会において特別な役割を担っている。具体的には、健全な民主主義の発達に資する言論報道機関としての機能、地域住民の生活に必要不可欠な情報提供や、多様化する国民のニーズに応じた豊かで良質な各種番組の提供などである。」と述べています。(中間とりまとめ(案)P22)
再送信に関する著作権や契約上の権利を含めた様々な権利処理の 必要性について言及がない	民放連、地上放送事 業者	「再送信に関する著作権や契約上の権利を含めた様々な権利処理の必要性」については、「(5) 著作権法との関係」において「実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者の間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である。」と述べています。(中間とりまとめ(案)P31)
違法再送信の実情と是正の必要性について述べるべき。	民放連、地上放送事 業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
「中間取りまとめ」ではCATVが放送事故を起こした場合の対処が検討されていない。都市型CATVが放送事故を起こせば、大規模かつ長時間にわたることも想定される。この場合のケーブル事業者の責任の在り方について明確にすべきである。また大臣裁定で再送信を命じた場合の大臣の責任、あるいは再送信に同意した側の責任についても、この機会に整理する必要がある。これは同意にあたっての重要な前提条件ともなり、根本的な問題と考える。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、御指摘の「放送事故」が具体的にどのようなものを指すかは必ずしも明確ではありませんが、仮に「大規模な再送信の中断」を指すのであれば、大臣裁定を経た再送信かどうかを問わず、総務省は適切な指導を行うものと考えられます。
民放の少ない地域にとっては、テレビ放送の選択肢が少なくなるのは、重大。この報告書でも指摘されている通り、地方ではテレビ放送に情報、文化、娯楽を頼っている。特に高齢者の生活には欠かせない。 民放局の少ない地域の人々が今以上、情報、文化、娯楽など首都圏住民に比べ、不利益にならないような施策としてもらいたい。	会	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
	地方自治体、その他 事業者	ます。
「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」文書における合意事項を何よりも尊重すべき。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、本研究会の検討に当たっては、当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方を十分に踏まえることとしており、その点、中間とりまとめ(案)にも明記しております。(中間とりまとめ(案)P21~22)

<u>жнстостольной мух</u>				
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)		
1 問題の概要				
(2)区域外再送信の状況				
トリプルプレイを地上放送事業者の経営圧迫等区域外再送信問題	有線テレビジョン放	有線テレビジョン放送事業者が、ICT技術の進展等により、従来の再送信等		
に結びつけるのは不適当。/「有線テレビジョン放送事業者の収		の役務提供に加えて、インターネット接続等の新規サービス提供等を行っている		
益力が向上しているから区域外再送信を見直すべし   との論法		ことを示したものです。		
は、論理が飛躍。				
197、川川・エル 川の東田の				
区域外再送信は、有線テレビジョン放送事業者にとって、有料加	民故浦   拗上放送車	■ 御指摘の点については、「区域外再送信は、地域ニーズに応じて、近隣の放送		
一入者を誘引するための営業ツールになるというメリットがあるこ		対象地域の放送事業者の放送番組を住民に提供している。」と述べています。		
一とを明記すべき。	<del>术</del> 有	(中間とりまとめ (案) P1)		
近年のコンプライアンス意識や著作権等の権利保護意識の高まり	民放連、地上放送事	「コンプライアンス意識や著作権等の権利保護意識の高まり」については、		
が区域外再送信を見直すきっかけになっていることも記述すべ	業者	「(5) 著作権法との関係」において「実務上も再送信に関する権利処理が円滑に		
to		行えるよう、関係者の間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当で		
		ある。」と指摘し、その重要性を踏まえた対応の方向性を打ち出しています。		
		(中間とりまとめ (案) P31)		
現在ではネットワークも整備されてきたため、情報格差を補完す		地上放送の普及状況の変化については、(2) 有線テレビジョン放送以外のメ		
るという役割も薄れている。このような状況変化についても本文		ディアの変化①地上放送の普及状況に記述しているところです。(中間とりまと		
に盛り込むべき。		め (案) P10)		
お光葉五井十割玉においては、日梅粉の目はお光波がお光があり お光葉五井十割玉においては、日梅粉の目はお光波がお光があり	141 147 147 147 147 147 147 147 147 147	国日の活動の数回が良けい  東江図 短波図が頂けた地をフロ人がとフロ		
放送普及基本計画においては、目標数の県域放送波が放送対象地域なり、ままれて、おいては、目標数の県域放送波が放送対象地域なり、反対が表現の機能であり、反対外界		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中		
域を「あまねく」カバーすることが本来の趣旨であり、区域外再   送信による一部地域カバーかつ有料サービスは、その趣旨と大き		で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上 放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという意義があ		
		放送では対応できない   隣接県(地域)の情報を垣加的に提供するという息義があ   ると考えられます。		
( // // ) 内比4 し く いっか		ると与えり和なり。		
広域圏の独立U局の情報は隣接県の住民にとって必須の地域情報。	地上放送事業者	本研究会においては、有線テレビジョン放送事業者と地上放送事業者とが協議		
アナログでの同時再送信が行われているエリアの実績を尊重すべ		をし、再送信同意を受けて再送信を行うことについては、地域的・生活的一体性		
き。		の度合いに関わらず、引き続き、全く妨げられるものではないと考えています。		
デジタル放送で視聴できなくなる再送信には、違法な再送信が含		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り		
まれている恐れがある。この中間とりまとめ(案)では、違法な再		ます。		
送信と正当な再送信を区別せずに取り扱い、誤解を生みかねないも		なお、御指摘を踏まえ修正しています。		
のとなっている。				
同意が得られず視聴不可能となる世帯数の推計のグラフは不適	地上放送事業者	現在デジタル放送について同意が出されていないことにより、デジタル放送へ		
当。		の以降後に区域外再送信の視聴ができなくなる世帯の規模・影響を概括的に把握		
		するために試算したものです。		
2007(平成19)年2月末以降、区域外再送信に同意した事	民放連	本データは、現在総務省として、全国統一的、網羅的に把握している最新の		
例もあるので、最新データを掲載すべきである。		データを掲載しているものです。		

	1 C 1 1 1 C T 1	
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
テレビ東京(TX)又は独立U局の視聴が不可能な世帯数は278万世帯となっているが、テレビ東京では、全国の民放事業者への番組販売を通じて、国民視聴者に需要のある人気番組を届けており、区域外再送信の不同意によって、同社の「チャンネル」の視聴ができなくなるとしても、人気番組は各地域の民放事業者を通じて視聴できる。あるいは、有線テレビジョン放送事業者が受信者ニーズの高い番組を購入する等の手段により提供することも可能と考えるので、単純に「視聴不可能」と記述するのは誤解を招く。	業者	個々の番組単位で視聴可能であるとしても、系列局が地元にない放送について、これまで全番組視聴できていたチャンネルに関して視聴できなくなれば、視聴者の視聴環境に影響を与えることから、「視聴不可能」としているものです。
「視聴不可能」となる可能性のある世帯数には、違法再送信を視聴してきた世帯も含まれていると思われるので、これらを混同して扱うべきではない。		本データは、デジタル放送への移行後に区域外再送信の視聴ができなくなる世帯に対する規模・影響を概括的に把握するためのものであり、現在の同意状況につきましては、特別に区別しておりません。
独立U局はそもそも地域に密着した放送局として設立され、存在しているのであり、他地区での視聴の公益性は同列に論じる必然性はないのではないか。すべてを単純に合算し、「視聴不可能」との記述で、あたかも国民視聴者が多大な被害を受けるかのような印象を与えるのは、正確ではないのではないか。		独立U局であるとないとを問わず、地上放送事業者はその放送を通じて地域住民の要望に応えることとされている点は共通であり、また、系列局が地元にない放送について、これまで全番組視聴できていたチャンネルに関して視聴できなくなれば、独立U局であるとないとを問わず、視聴者の視聴環境に大きな影響を与えることから、「視聴不可能」としているものです。
裁定制度の撤廃を求める。/裁定制度は、その意義を失っている。		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24) また、現在においても、有線テレビジョン放送事業者の95%以上は、500端子以下の施設でその業務を行う零細事業者です。 なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)
5つの基準は絶対的ではない。		大臣裁定制度の趣旨は、放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されるものかどうかを判断基準としており、本中間とりまとめ(案)でも示しているとおり、いわゆる「5つの基準」は国会審議においても例示として示されたものであり、その点についてはご指摘のとおりと考えます。その上で、有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当であるとしているものです。
裁定制度が「難視聴地域等における不同意を防ぐこと」を目的として定められたのなら、「区域外再送信」に対して「同意すべし」として裁定を下すのは「大臣裁定」の拡大解釈。		「難視聴地域等」には、「難視聴地域」以外の地域も含めて考えられるものであり、難視聴地域以外への再送信にあたって裁定制度が活用されることは、妨げられておりません。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
有料契約で視聴している者と加入できない者を区別して議論すべき/ 有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利を区別して議論すべき。		有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。
デジタル投資により、民放各社の経営基盤は深刻に圧迫されており、区域外再送信は、地元放送事業者の経営にダメージを与え、国民視聴者全体の利益が損なわれることにもつながる点を記述するべき。		区域外再送信の地元放送事業者の経営に対する影響については、「地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。」と述べているところです。(中間とりまとめ(案)P20)

近山で10/C上る志力(W女/				
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)		
3 再送信を取り巻く環境の変化				
著作権法改正により、IP同時再送信において放送の地域性が認められた点について環境変化として記述すべき。		当該著作権法の改正については承知しておりますが、本研究会においても裁定 の基準に放送の地域性の意図を示すこととすることが適当としているものです。		
依然として多くの地域においてCATVは、一社による独占状態。度重なる合併の結果、地上波局と変わらない売上高のCATVが誕生し、地方においては経常利益が地上波局を上回るCATVが存在する。CATVが事業として発達し、独占の結果、経済的にも恵まれている一方、デジタル投資のため少なからぬ地方局が赤字を計上しているという視点も必要。		現在、有線テレビジョン放送施設の設置許可は一地域に複数が可能となっており、現段階で、有線テレビジョン放送事業者が参入している市町村全体のうち約30%の市町村において複数の有線テレビジョン放送事業者が参入しています。また、IPマルチキャスト放送による全国展開している有線役務利用放送事業者が4社おり、今後の市場動向を見守る必要があると考えています。なお、「CATVが・・・独占の結果、経済的に恵まれている」との記述がありますが、地上放送事業者についても、その地域の経済力等の観点から、制度的に実質的な参入数が制限されている点についても、考慮すべきと考えます。(中間とりまとめ(案)P20)		
当社は区域内外を問わず再送信を認めたCATVからは一銭の対価も徴収していない。このようなCATVのみが相当な利益を得るビジネスモデルは、CATVが産業として成長した現在、見直されるべき。		仮に同意裁定を受けた場合であっても、再送信にかかる著作権法に基づく対価請求は妨げられておらず、再送信に当たって対価請求を行うか否かは著作権者及び著作隣接権者たる地上放送事業者の経営判断にゆだねられていると考えます。		
交通の高度化によるものを含め生活圏の広域化の要因には、「生活の高度化」が背景としてあり、例えば首都圏等では首都圏居住者の別荘地、避暑・避寒地、レジャー基地として大々的に利用され、首都圏の生活そのものがその地域に移動する様相を示している点を指摘すべき。		生活圏の広域化には様々な要因があるため、「生活の高度化が背景としてあり」と記述するのは適当ではないと考えます。		
国民視聴者の生活環境の変化が、地域免許制度を否定するものかどうかは、別途議論すべき問題。	地上放送事業者	「(3)国民視聴者の生活環境の変化」については、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある事実について述べたものであり、地域免許制度を否定する趣旨で記述しているものではありません。		
新幹線の開業により、一般的な市民生活者の通勤・通学圏や日常生活圏が広域化するとは考えにくい。都市部で生活圏の広域化は進展しているが、疲弊している地方都市では赤字路線が廃止になるなど逆行している実態があるため、地域性を考慮すべきであり全国一律の論理にはなじまない。		全国的に鉄道・道路等の交通網が発展しつつあり、新幹線についてはその一例として挙げたものです。なお、その地域ごとに事情が異なることはご指摘のとおりと考えます。		

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)		
4 両事業者の主張				
区域外再送信は放送局の同意不要にすべき。区域外再送信を拒否する放送局の姿勢は憲法第21条の言論・表現の自由に明らかに反する。		有線テレビジョン放送法上の「同意」は、放送事業者の「番組編集上の意図」を保護するために必要であると考えます。(中間とりまとめ(案)P22)		
放送局に県域免許制度を押し付けておきながらCATVには区域外再送信を認めてきた日本の放送政策は矛盾しており放送局の放送区域の自由化とセットで行う必要があるのではないか。		本研究会は、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討したものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。		
民放連の主張は「視聴率低下による広告収入低下の懸念」に集約されると思うが、地元の局という有利な条件があるのだから、それを武器に地元の支持を得るべく切磋琢磨する中で解決すべきで、視聴者の選択肢を奪うことで経営の安定を図ろうとする姿勢は極めて不健全。また、民放連の「再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」との主張は、放送の公共性を軽視した傲慢な考えで到底容認できない。最大限に尊重すべきは「再送信先の地域住民の意見」。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。		

延田とれた上る志儿(城安)			
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)	
第Ⅱ部 対応の方向性		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
1 検討の視点			
「受信者の利益」は、再送信同意の可否を判断する際の「比較衡量事項」の一つと考えるべきであり、「受信者の利益」を法律上の保護対象とみるべきではない。		放送事業者が再送信を同意しない「正当な理由」(有テレ法第13条第5項)については、再送信同意制度による放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁定制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から考えることが適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P25)なお、「受信者の利益の保護」は、有線テレビジョン放送の目的として明記されています(有線テレビジョン放送法第1条)。	
2007(平成19)年8月9日の情報通信審議会の答申では、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、(略)制度のあり方について今後幅広く検証すべき」旨が指摘されており、研究会では、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまることなく、現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきである。こうした裁定制度を撤廃するならば、これに代わり、迅速かつ柔軟な"民一民"の仲裁手段の導入を関係者で検討する用意がある。	業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24) また、本研究会としては、現在問題が生じて運用面での見直しを行ったもるとを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったもものまたの見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)	
地上デジタル移行への普及促進につとめている点からも区域外波 問題が難航する事はデジタル移行への鈍化も考えられる。	有線テレビジョン放 送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。	
え、実態として進展していない状況において、問題を洗い出し、 解決のための指針を策定するために、総務省が研究会を立ち上げ たことは、大いに評価でき、視聴者のためにも公平なルール作り を期待している。	盟、有線テレビジョン放送事業者		
現行制度を前提として運用面での見直しをするにあたって『当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方』(21頁1行)を十分に踏まえることとした点は評価。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。	
放送普及基本計画に定める「全国あまねく4波」が達成している 地域と、少数チャンネル地域を同一に論ずるべきではない。4波 地区では情報格差の問題はなく、少数チャンネル地域が抱えてい る問題とは本質的に違うのでこの検討からはずすべきである。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。	

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
「『受信者の利益』の保護」というが、有線テレビジョン放送事業者は「加入者=契約者」から一定の対価を取ることと引き換えに「加入者=契約者」に送信しているのであって、その利益は「有料加入者の利益」である。すべての視聴者に無料では、「有料加入者の利益」である。すべての視聴者に無料は、「本の利益」である。「有料加入者の利益」を強調していると、有料加入者の利益」を強調したと、有料加入者を強調したと、有料加入者を強力にない「まから、「事がした。とにもなるにもなるに、「事がした。とにもなるである。に無料で放送を届ける「国民視聴者をとの制益」を、あまねく視聴者に無料で放送を届ける「国民視聴者をの利益」を、あまなく視聴者に大きにある。とは自明である。地域情報の重要性・必要性・国民視であることは自明である。地域情報の重要性・必要性の観点から、「有料加入者の利益」だけを守るために、「国民視聴者全体の利益」をは自明がある。地域情報の重要性・必要性の観点がら、「有料加入者の利益」だけを守るために、「有料加入者の利益」だけを守るために、「事者全体の利益」を可能といる地上放送事業者の有続が危ぶまないます。		有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。また、地上放送を有線テレビジョン放送経由で視聴している者は、視聴者全体の6割に達しており、限定的な一部の「受信者」の問題ではないと考えます。
立場"・・・有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。"・・・が示されておられることは評価できる。	盟、有線テレビジョ ン放送事業者	
「地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。」は表現が不適当。	盟、有線テレビジョ	
第104回国会で示された「正当な理由」5基準に該当しない区域外 再送信であれば、「財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる」 懸念はない。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
「地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。」は極めて重大な問題認識。	業者	ます。
無秩序・無制限な区域外再送信がもたらす深刻な弊害を回避するため、研究会は適切な対応の方向性を示すべきである。	民放連、地上放送事業者	区域外再送信の地元放送事業者の経営に対する影響については、「地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。」と述べているところです。(中間とりまとめ(案)P20)

	<u> </u>	
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
県域をエリアとする地域放送局として、様々な努力を重ねている。これは「視聴者の利益」に資するためであり、「受信者の利益」へ配慮した努力である。これらは安定した経営基盤の確立なくしてこれら地上テレビとしての責務を果たす事は不可能。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
「受信者の利益」はケーブル受信者という「国民視聴者全体」の 一部であるという点にも留意願いたい。	地上放送事業者	有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。また、地上放送を有線テレビジョン放送経由で視聴している者は、視聴者全体の6割に達しており、限定的な一部の「受信者」の問題ではないと考えます。
有線テレビジョン放送の「受信者の利益」への配慮にあたっては、区域外再送信がもたらす深刻な弊害との比較での軽重判断が重要と考える。日本の地上放送はNHKという公共放送と、民間放送の二元体制の下で存立し、言論・報道の多様性を担保してきた訳であり、無料広告放送を通じて(ケーブルテレビ有料加入者だけでなく)国民一般視聴者が従前と同様に、その機会を享受できるような判断がなされるべきである。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
そもそも、地域免許制度に立脚する地上テレビ放送に関して、有線テレビジョン放送の「受信者の利益」への配慮を理由に、地域免許制度とまったく相容れない区域外再送信を許容していくこと自体が矛盾を孕んでおり、重大な問題である。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、メディア環境の変化等に伴い、放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信される場合に、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることはあり得ることから、本基準についても裁定に当たって勘案することが適当であると考えられます。
共に地域に生きるCATV事業者と民間放送事業者は、共存共栄を図ることが大前提であり、有線テレビジョン放送事業者は地形難視及び都市型難視(ビル陰等)の解消で地上放送の補完的機能を果たし、放送事業者とは連携してきた。 今後の地上デジタル放送の普及についても、放送事業者の置局計画を補完できればと考えている。 いずれにしても視聴者の利益は確保しなければならない。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
複数の県両方の区域外波を再送信しているケースまで存在する。このため、区域外再送信による財政的被害が極めて深刻な地域となっている。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、中間とりまとめ(案)においては、「仮に、「一定の区域」が再送信元の放送事業者に係る放送対象地域に隣接する都道府県全域となる場合であって、有線テレビジョン放送事業者の業務区域の属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者が、複数の県の放送事業者の区域外再送信の同意について裁定申請すれば、全て同意裁定となることも可能性としては考えられる。ただし、こうした場合における、前述の「推定」をくつがえす立証の余地や、そのような立証に要する具体性の程度等については、なお検討が必要と考えられる」と述べられているところです。(中間とりまとめ(案) P29)

	1616/676		
意見	意見提出者	研究会とし	ノての考え方(案)
「有線テレビジョン放送も地上放送も、~国民視聴者の利益を損化	固人	今般の意見	l 募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
なうことがないようにしなければならない。」とあるが、これは		ます。	
そのとおりで、区域外再送信問題が長引いていることを理由に、			
私自身、デジタル放送の視聴環境をなんら整えていない。区域外			
再送信問題が長引くことは、デジタル完全移行を遅らせる最大の			
原因と考える。			
今回の研究会の検討は「2011年の地上デジタル放送への円滑な移り	- 地子東業者		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
行を確保する観点」で行われてきた、とのことであれば、一方的		ます。	1分米にから、「同様/よこの(米/)[に刈りるが]芯加こしてポリ
な区域外再送信は、エリア内で努力を続けている再送信先放送事			「 「 究会においては、御指摘の観点も含めて検討した結果、地元放送事
業者の経営に悪影響を及ぼし、ひいてはデジタル放送への円滑な		業者の経覚に	「たるにおく Cは、時間間の既然も日ので候門した相木、地元が足事 「与える影響について「放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信
移行に支障が出ることにつながる、という事実があることをご認			: 制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象に
識いただきたい。			いと考えられる」と述べられているところです。
区域外再送信が問題となるのは、その結果が双方の地域、視聴		14/4 04/41	で有たられる」と述べられているところです。
者、放送事業者等にとって常に一方的である、ことに起因してい			
る。まず、再送信元と再送信先双方が対等平等な関係になるかど			
る。より、母医情况と母医情况がカガガオ等干等な関係になるがと うか、という視点を付け加えていただきたい。			
区域外再送信が放送エリアの受信者の利益と一致しない可能性が比	h L 45 光 車 米 本	45.大 <del>单杂</del> 3	が再送信を同意しない「正当な理由」(有テレ法第13条第5項)
			西送信同意制度による放送事業者の「番組編集上の意図」の確保
めることに下分笛息りへさと考える。			
			でによる「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から考えること
		か週当じめる	らと考えられます。 (中間とりまとめ (案) P25)
鳥取県内でも地上デジタル放送が開始されて1年余り経過しまする	有線テレビジョン放	今般の意見	l募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
が、加入者から「いつになったら区域外のデジタル放送を視聴です		ます。	3,3,4, 3, 3, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4,
きるようになるのか」といった問い合わせが数多く寄せられてい	C 7 //C I	3. 7 0	
ます。この状態が続けば、デジタル放送の普及に支障を及ぼし、			
国民視聴者の利益を損なうことになる。			
区域外再送信が地上デジタル放送の普及に、有効であるかのようし	民放連、地上放送事	本研究会と	:しては、「地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、
な視点には疑問を抱かざるを得ない。むしろ上述の無制限な区域			が放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得ら
外再送信が、当該地域の民間放送事業者に与える経済的ダメージ			」生じている」(P2)等と認識しているところ、地上デジタル放送の普
が、デジタル放送への移行投資に与える影響の方が大きいと考え			送信問題が別の問題であると整理できるとは考えておりません。
ishas.		<i></i>	Telapsical Attacks and and the areas of the first states
CATVに加入できない視聴者が、区域外再送信によって地元局は	地上放送事業者	区域外再进	信の地元放送事業者の経営に対する影響については、「地上放送に
がダメージを受け、十分な地域情報や豊富な種類の番組を享受で			無秩序、無制限な区域外再送信によって、デジタル放送の中継局投資
きなくなることによる利益損失について、本研究会ではさらに議		や番組制作に	上係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地
論を進めるべきである。			女送番組の質の低下等が生じることが懸念される。」と述べていると
HING C C CON WO			(中間とりまとめ (案) P20)
		, , ,	
当社は現在、地上デジタル放送(民放)の区域外再送信を行って	有線テレビジョン放	今般の意見	l募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
いないため、加入者はデジタルコースへの移行を躊躇っている。」		ます。	CANAL MILE LINGS OF CANAL AND LONG A MINISTER OF CALLS
具体的には現時点で加入約2万5千世帯のうちデジタルコースへ	_ , // ,	, 0	
の移行は約1千世帯に留まっている。			
既設の共同受信施設も負担金の問題や老齢化の問題から自主改修			
もできず、CATVへの移管も進まずデジタル化へ二の足を踏みとど			
まっている状況。			
0 C. Q. M. (NEO			

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)		
国の過去の答弁によれば、同意制度は「著作権と放送制度の維持 のため」と明言されている。ここに述べられたように、単に「番 組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることだけに限ってい ない。	地上放送事業者	著作権法と有線テレビジョン放送法は別個の制度である旨、過去の国会答弁でも述べられております(中間とりまとめ(案)P74)		
<u> </u>				
区域外再送信問題が解決されていないため、既に視聴者端末のデジタル化促進に支障をきたす事例も生じております。また、「デジタルでは区域外再送信の放送を視聴することができないのでは」という不安が一部視聴者にあります。このことは、既に国民視聴者の利益を損ねていると考えております。早期解決のためのガイドラインの公表を期待している。	送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。		
放送の普及に関する条文「放送法第二条の二」では、放送対象地域外について言及していない。 地上デジタル放送の普及促進に繋がると評価し得る再送信は、放送対象地域内の再送信であり、区域外再送信をこれと同等に扱うべきではない。むしろ、再送信先の地上放送事業者への悪影響という側面から、区域外再送信は地上デジタル放送の普及の阻害要因である。		本研究会としては、「地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている」(P2)等と認識しているところ、地上デジタル放送の普及と区域外再送信問題が別の問題であると整理できるとは考えておりません。		
したがって、当該箇所の「…区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし…」という表現は適切ではない。当該箇所を下記の表現に改めるべきである。				
が、区域外再送信には地上デジタル放送の普及に支障を及ぼす恐れがあり、その解決が求められている。				
"・・・本研究会としては・・・、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。"と問題解決を重点とした施策を目指しておられることを評価。	盟、有線テレビジョ	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。		

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
2007(平成19)年8月9日の情報通信審議会の大分県有線テレビジョン放送事業者による裁定申請に対する答申では、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、(略)制度のあり方について今後幅広く検証すべき」旨が指摘されており、研究会では、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまることなく、現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきである。	民放連、地上放送事 業者	国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)また、現在においても、有線テレビジョン放送事業者の95%以上は、500端子以下の施設でその業務を行う零細事業者です。なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)
既に裁定制度の意義が失われており、その意義を失った制度ありきで論議を進めるのはいかがなものかと考える。		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)また、現在においても、有線テレビジョン放送事業者の95%以上は、500端子以下の施設でその業務を行う零細事業者です。なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)
過去から長期間視聴できていた東京キー局の放送が、何故デジタ ル化によって視聴できなくなるのか理解が得られない。	地方自治体、個人	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保は、区域内受信者についてのみ議論されるべきものと考える。	地上放送事業者	本研究会としては、「地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている」(P2)等と認識しているところ、地上デジタル放送の普及と区域外再送信問題が別の問題であると整理できるとは考えておりません。

	<u> </u>	· 忘尤('琳女/
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
運用面での見直しの検討にあたって十分に踏まえることととにて受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再と放放が重要と考えているのは、"国民視聴者全体の利益"であるこれである。県域を基本とする地上テレビジョン放送は、これまで地域をといるのは、で再認識すべきである。県域を基本とする地上テレビジョン放送は、これまで地域をといるのと目に必要不可欠な地域情報や豊かで地域を選出を担けるとともに、ネットワークを通じたがあまれて無料"で届けるとともに、ネットワークを通じたがあまれて、で届けるとともに、ネットワークを通じたがある。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	民放連、地上放送事 業者	
中間とりまとめ(案)では「受信者の利益」が前面に掲げられているが、これは有線テレビジョン放送の「受信者」であり、地上放送を受信する視聴者全体の利益についても考慮する必要がある。有線テレビジョン放送事業者の中には区域外再送信のための受信点を特別に設け、同意のないまま区域外再送信を"売り物"にしてサービスエリアを拡大し"既成事実化"している事業者もあり、実態の把握と合わせ「受信者の利益」についても十分な検証と検討が必要。		有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。また、地上放送を有線テレビジョン放送経由で視聴している者は、視聴者全体の6割に達しており、限定的な一部の「受信者」の問題ではないと考えます。
「受信者の利益の確保」に関して、まず、「受信者」は単にケーブルテレビの契約者であって国民視聴者ではない。これは自明のことである。そして、「利益の確保」とはすなわち既得権を認める、もしくは護る、ということを意味することか?すなわち、「一部の有料加入者の既得権を国が護る」ということと解釈してよいのか?そもそも既得権とは、基本的に守られなければならないものか?		有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。また、地上放送を有線テレビジョン放送経由で視聴している者は、視聴者全体の6割に達しており、限定的な一部の「受信者」の問題ではないと考えます。
近畿地区にはテレビ東京ネットワークに属するテレビ大阪以外に、広域局4系列と大阪府を除くすべての府県に独立県域局が存在。また、広域内の県域放送局それぞれがアナログでの区域外再送信を行ってきた諸々の歴史的な経緯も存在。そのため、テレビ大阪では地元での協議等を経て、地域の放送秩序を乱さない範囲で隣接府県のケーブルテレビ事業者にアナログと同様デジタルにおいても区域外再送信の同意を出している。区域外再送信については、「受信者の利益」が損なわれることがないことを基本に、各地域の民間の協議にゆだねるのが妥当と考える。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	<u> </u>	<u> </u>
意見		研究会としての考え方(案)
「受信者の利益の確保」に関し、違法再送信事業者の「加入者」に図らずもなってしまっている方々の利益が、違法再送信を見続けられるということを意図しているのであれば、重大な誤解本ると考える。「利益を確保するべき受信者」というのは、本のは、地元局の地上波放送を視聴されている視聴者の方々来」は、地元局の地上波放送を視聴されている視聴者の方本来」で、違法再送信事業者の加入者ではない。これらの「本来」がでなる。と考えるべき受信者の方々に対しては、テレビ東京のほ者組は不ったが、全国の民間地上波放送局によって、全の地上波放送局によって、をの地域の方で、「受信者ので、「受信者ので、「受信者のと考える。弊社といたしましてが、の確保」はできているものと考える。弊社といたしまはが届けられることが、最大の「受信者利益」になると考える。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
地上放送事業者も有線テレビジョン放送事業者も、受信者による放送の視聴が事業の基本となっています。 従って、放送について受信者の利益を優先するのは当然のことであり、研究会においてこの点を改めて明確にしていることは大変重要と考える。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
運用面の見直しを行う上で踏まえることのひとつに、「当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方」が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進であり賛成。 現在、民民間等での真摯な話し合いを続けているところであり、標記研究会の取りまとめは、それを十分に踏まえるべき。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、本研究会の検討に当たっては、 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方を十分に踏まえることとしており、その点、中間とりまとめ(案)にも明記しております。 (中間とりまとめ (案) P21~22)
区域外再送信の問題長期化が地上デジタル放送の普及に支障を及ぼす旨の表現は不適当。		本研究会としては、「地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている」(P2)等と認識しているところ、地上デジタル放送の普及と区域外再送信問題が別の問題であると整理できるとは考えておりません。

	<u> </u>	<u>ナルスノレー</u>			
意見	意見提出者	研究会とし	ての考え方(案)		
2 課題に関する対応の方向性	1				
(1)再送信制度の意義					
「受信者の利益」は、少数チャンネル地区を除いては、ただ単に	地上放送事業者	今般の音見	募集に係る「中間取りま	きとめ (室) 」に対する	る参考章見として承り
多くの地上放送が視聴できるというメリットであって、BSなど		ます。	man in the second of the secon		
と同様、モアチャンネル(多チャンネル化)の要望に過ぎず、		0.70			
「受信者の利益」確保の必要性は乏しい。					
そもそも、再送信同意制度は、その地域の地上波放送局とケーブ			制度は、中間とりまとめ		
ル事業者が協力して、当該地域内にあまねく放送を届けるための			事業者の「同意」を要す		
ものと理解しております。この制度を区域外再送信に適用することは、は彼の無いなる場合である。			信頼を背景として、放送		上の意図」を放送法上
と自体、法律の趣旨を逸脱するものであり、「放送政策の中枢」 を占める「地域免許制度」の存在意義を大きく揺るがすものであ		別惟に休護し	ようとする」ものである	と考えより。	
ると考えます。区域外再送信については、あくまで各地域の実情					
に応じて、民間で協議すべき課題であり、違法再送信事業者の裁					
定申請については、それを受理しないよう要望いたします。	·				
国の過去の答弁によれば、同意制度は「著作権と放送制度の維持	地上放送事業者	著作権法と	 有線テレビジョン放送法	<b>には別個の制度である</b> 旨	1. 過去の国会答弁で
のため」と明言されている。ここに述べられたように、単に「番			おります(中間とりまと		
組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることだけに限ってい			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	
ない。					
昭和47年5月18日衆議院逓信委員会において、同意と対価の					
関係及び放送事業者の同意拒否に関する阿部未喜男委員の質問に					
対し、藤木政府委員は次のように答えている。「そもそも放送事業者にとりましての権利があるわけで、そういった点を私どもと					
  しては尊重して、かってに商売をしてはいけないという意味で同					
意ということを掲げたわけです」、「私どもとしましては、放送					
自体の秩序ということを考え、現在のチャンネルプランというも					
のができて、そこで放送事業者が放送をやっていますので、その					
秩序を破ってまで放送事業者に同意をしろというわけにもいかな					
いと思っております。」					
また、参議院逓信委員会においても有線テレビジョン法13条2					
項の立法趣旨が、著作権上の関係にあるのか放送秩序の問題にあるのか、という西村尚治委員の質問に対して、藤木政府委員は、					
「この同意の条項でございますが、著作権と、放送の場合です					
と、隣接著作権といいますか、そういったものに関係するわけで					
す。それが主体ですが、実際個々の場合になりますと、放送秩序					
の問題もございます」と答えている。					
以上によって明確な通り、著作権との関連性が主におかれ、それ	,				
に加えて放送秩序の維持が同意制度の立法趣旨とされている。					
CATV事業は放送の形態をとりながら契約をベースとしたB to	右線テレビジョンサ	右線テレビ	ジョンお送りは 小魚に	アトので直接受信される	ストレた日的レオス方
CAIV事業は放送の心態をとりながら契約をベースとしたb に  Cのビジネスモデルであり、「不特定多数」の概念よりも「特定多			送信である有線放送に含		
数」の概念の方が実態だと考える。	~ + /\\ 1		ことが適切と思われます		- 1 14 /C > 3/1 1 C */
			.=, = , -,,	-	

	T	る志儿(東女)
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
放送事業者の「番組編集上の意図」の含意に「放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編成上の意図」が害され、または歪曲されること。」について賛成。現行の有テレ法での再送信同意は、再送信される放送事業者に対する手続きのみを規定しており、実際に区域外再送信の影響を受ける地域の放送事業者の意見が考慮されていない。区域外再送信の協議にあたっては、双方の地域の放送事業者の「番組編集上の意図」が侵害されないようなスキームが必要。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、再送信同意制度は、「再送信元の放送事業者」の「番組編集上の意図」 を保護すること目的としているものです。
「有線テレビジョン放送事業者の一方的な判断、都合により再送信を行う時間、番組構成等について変更が行われ、放送事業者の放送番組についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。」については、企業のコンプライアンスと契約の信義誠実の原則の問題であり、このような基礎的な事項が担保されているのはあたりまえの前提である。社会情勢がこれほど変化しているのに、未だ20年以上前の基準で未だに判断基準とするのはいかがなものか。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
著作権、出演者との契約内容ほか区域外再送信を前提としない権利関係の設定が多数ある。報道取材対象の肖像権についても「県域」放送として承認を基本としているため、慎重に配慮する必要があると考える。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
再送信同意制度の意義の一つに左記「番組編集上の意図」が挙げられたことは大きな前進であり、賛成する。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきと考えるが、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、放送事業者の「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止すべき場合として、放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)があげられたことは、評価する。研究会の議論にあったように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての放送対象地域を越えて"再送信されない自由"を最大限尊重すべきである。	業者	事 本研究会においても御指摘の観点から議論されたうえで、 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める5つの基準に比べて保護すべき必要性が低いと考えられ、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当と考えます。

	<del></del>	
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
放送番組の再送信は、各放送ネットワーク下で運営する民間放送 事業者、有線テレビジョン放送事業者、及び視聴者の三者で培わ れた放送秩序の維持に大きく寄与してきた。しかし、放送事業者 の同意を得ない区域外再送信は「番組編集上の意図」を害し、歪 曲するばかりでなく、長年培われた三者の友好な放送環境を混乱 に陥れる懸念がある。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
研究会での議論にもあったように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれると考える。こうした放送事業者の"再送信されない自由"をもっと尊重するべきである。		本研究会においても御指摘の観点から議論されたうえで、「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める5つの基準に比べて保護すべき必要性が低いと考えられ、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当と考えます。
再送信同意制度の意義を「『「番組編集上の意図』を保護することを有テレ法上明らかにしたもの」とした上で、「放送法及び有テレ法上防止すべき場合」の一つに左記が挙げられたことは大きな前進であり、評価する。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
受信者はどこの放送であるかを認識して観ており、問題はない。 また、道州制も検討されつつある今日、県域の枠にこだわるのは いかがなものか。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	<u> </u>	· 忘九(伽女)
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
(2)裁定制度の意義		
地域限定情報である政見放送や緊急地震速報を区域外放送チャンネルの増加により、必要な地域情報に接する接するチャンスが減少することは、民主主義の基盤や災害防止対策の強化につながるものとは考えられない。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
既に裁定制度の意義が失われており、その意義を失った制度ありきで論議を進めるのはいかがなものかと考える。		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)また、現在においても、有線テレビジョン放送事業者の95%以上は、500端子以下の施設でその業務を行う零細事業者です。なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)
「受信者」は、難視聴対策の共聴サービス利用者と、「有料サービス契約者」あるいは「加入者」と区分けして保護政策を検討すべきである。	地上放送事業者	有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。
この制度がなければ地上放送事業者は「正当な理由」がないまま 再送信同意を拒むこともでき、「受信者の利益」を保護すること ができなくなってしまう。「受信者の利益」を広く保護する制度 として今後も機能することを願っている。	送事業者	ます。
"裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。・・・"として裁定制度の意義を高く評価されていることを感銘をもって受け止めている。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	<u> </u>	· 忘无(144女)
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
裁定制度の目的は、同制度の導入が審議された1986年の第104回国会で、政府委員が『再送信の同意が北出ないことに下して、政府委員が『再送信の同意がいますので、今回の法と改善者側でございますので、今回の海をといるといたしましても、「再送信の円滑かつ適切な実施を実際の有ということでござがますから、裁定の申請を行える者政省がの方とがますが、出野ででは、地上が送事業者の保護・育成を国ることであった。この制度は、地上が送事業者が再送信を回ることである。こうした事実を踏まえ、該当箇所を「裁定制度の目事業者が再送の同意を拒否する事例が生じた場合、有線テレビジョン放送事業者が再送信を可能とする制度として、有線テレビジョン放送業の振興に寄与してまた。また、これまでの裁定に寄与した。また、これまでの確保に寄与した。また、これまでの確保に寄与した。また、これまでの確保に寄与した。また、これまでの確保に寄与してきた側面もある」と改めるべきである。	民放連、地上放送事	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
放送事業者は県域内の視聴者を対象に放送しているが、地上波の性質上、隣接する県で視聴することを妨げるものではない。隣接する県境の地域同士がお互いに生活面や経済面で一定の関連性を持つのは当然のことであり、こうした隣接する県の一部で視聴できることを既得権益に、有線テレビジョン放送事業者が区域外再送信同意を申請する行為は、「受信者の利益」の拡大解釈につながりかねない。 再送信の同意に関しては、当該再送信地域の放送波数や民間放送事業者の意向を十分に踏まえた上で、他地域と比較して明らかな情報格差が発生しているケースを基本に認められるべきである。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
CATVの健全な発達を阻害しないように設けられた裁定制度は、アナログ時代においてはCATVが区域外再送信を求めると、地上波側を必然的に同意を出さざるを得ない状況に追い込んでしまった。現在CATVが事業として発達し経済的にも恵まれている一方で、デジタル投資のため少なからぬ地方の地上波局が赤字を計上している。局の円滑なデジタル化とCATVに加入していない視聴者にとって唯一の選択肢である地上波のサービスを守るという、今までに無かった観点が必要であるし、その観点から当社は大臣裁定の撤廃を含めた制度の見直し求める。		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)
受信者の利益については報告書内容に賛同する。この主旨を守ってほしい。         "・・・「受信者の利益」を保護・・・" 上記記述は、有テレ法第1条の趣旨でもある「受信者の利益」の確保の必要性を全面に出すことにより、放送の公共性を保ち、誰のための放送かを明確にしておられ評価するものです。	<u>会</u> ケーブルテレビ連盟	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)		
「隣接の県の地上放送」でなく、「広域圏の地上放送」について も「複数の地上放送を受信できるメリット」は認められるべきで はないか。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。		
放送普及基本計画においては、地上放送波で放送対象区域を「あまねく」カバーすることが本来の目的であり、一部地域カバーにしかすぎず、かつ有料サービスでは、本来の普及計画の基本趣旨とは大きくかけ離れたものである。隣接県とのチャンネル数の格差が同一県内に持ち込まれ、しかも享受出来る地域が限定された上に有料サービスとなり、地域格差拡大をさらに助長することは放送普及基本計画の理念上許されるものではない。		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという意義はをあると考えられます。		
重要な情報・出来事については、隣接県・自県を問わず県域免許の地方局でも伝えており、県域を越える情報を有線テレビジョン放送に担わせることを適当とは考えていない。あえて広域のローカル情報の発信をさらに充実する必要があるとすれば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法をとるべきであり、既に一部行っている。	業者	ます。		
「受信者の利益」を①地域情報の取得、②他県放送の視聴(チャンネル数の増加)に切り分けたことは理解できるが、このうち②については、ただ単に「多くの放送を視聴できれば受信者にと、ベスリットが大きい」という当たり前のことを述べたもので、必要性は①よりはるかに低い。  多年ャンネル化はBS、CSなど衛星放送の普及発達によン放送事業者の中には、50チャンネルを超える多チャンネルサービスを実施している者が少なく、更にその上、「複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」との一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度およの接受できることのメリットは大きいとの一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度およる無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、とうてい容認できない。	業者	ます。		
全ての国民視聴者ではなく、ケーブル受信者という一部を対象とするものであって、民主主義の基盤強化になるとは言い難い。	民放連、地上放送事 業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。		

	<u> </u>	<u> </u>
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
有線テレビジョン放送は飛躍的な発展をとげ、「大臣裁定」制度の立法事実は消滅している。前提となる条件が大きく変質化し、本来の「大臣裁定」制度の立法趣旨が消滅しているのにもかかわらず、敢えて強硬に現行法内における法の解釈を主張するのならば、明らかな「不作為」を構成すると考えられる。	地上放送事業者	裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることです。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることからも見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきたものです。 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)また、現在においても、有線テレビジョン放送事業者の95%以上は、500端子以下の施設でその業務を行う零細事業者である点、御指摘しておきます。なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。
有線テレビジョン放送が、隣接県の情報を追加的に提供するという役割を果たしている点を認めるとしても、その具体的なあり方は「民一民」の協議で合意すべきであって、大臣裁定という形で一方的に行政処分するべきでない。	民放連、地上放送事業者	· ·
"この「受信者の利益」としては、・・・具体的には以下のものが挙げられる。"として、 ① "隣接の県の地上放送を見ることにより"、② "複数の地上放送を受信できることのメリット"が挙げられ、また、P24 では"国民の活動の範囲が広域化し・・・中で" "有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。"とされていることに共感する。	盟、有線テレビジョン放送事業者	会般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	1 C 1 C / C 1 C	<u> </u>
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
市町村合併は生活・経済圏を超え、さらに県境を超えて行われ、将来の道州制移行を考えると、受信者の生活圏は非常に広域的になっている。そうした中で、隣接県だけの情報で受益者は満足されてあろうか。中国、四国など地方の情報、特に観光、イベント情報へのニーズ高く、その情報は圏域を超えて流通し、受益者にとって日常生活に欠かせないのが実態である。なのに、地上放送の放送内容は広域的な視野に乏しく、広域的な視点は脆弱との放送内容は広域的な視野に乏しく、広域的な視点は脆弱とある。もっと、系列の地上放送が連携してそうしたニーズを満足されない以上、受益者は広い、他の圏域の地上放送を見たいはずである。その意味から「隣接の県の地上放送」でなく、「広域圏の地上放送」と改めるほうがいいのでは。そういう表現になれば、②の「複数の地上放送を受信できるメリットは大きい」に活かされてくると思う。	有線テレビジョン放 送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることが、多様な内容の放送の意義であり、必要としていない情報を提供されても、取りに行かない。 (視聴しない。) 放送は、受信者のために行われている原点を重要視してほしい。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
区域外再送信による受信者の利益が示されている。居住している地域外の情報を得られるとしているが、GH、P帯の番組表は東京局とほぼ同一といってよい。デイタイムや深夜で一部異なる部分もあるが、ドラマ再放送やバラエティといった類の番組がほとんどである。それをもって受信者が自らの生活等に必要な地域情報といえるのか。		現在、地域放送事業者は、いわゆる系列局間で全国的に共通に放送されている番組の他、各地域住民向けの放送番組を作成・放送しており、これらの番組について視聴することで、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できるものと考えられます。
区域外の放送が、当該住人の生活に必要不可欠なものであるとする場合、 CATV加入者のみ視聴できる区域外再送信では、当該住人があまねく情報を得られる状況にならないのではないか。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
有線テレビジョン放送事業者が地域密着を謳うのであれば、安易に区域外の地上テレビジョン放送の再送信に頼るのではなく、事業者自らが近隣地域の情報も含めた地域情報番組など積極的に制作し発信することで実現すべきである。よって、「一方で、有線テレビジョン放送事業者側も区域外の地上テレビジョン放送の再送信に頼るばかりでなく、加入者の生活情報等に必要な地域情報の番組を自主制作するなどの努力が一層求められる。」旨追加願いたい。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当であるとしているところです。(中間とりまとめ(案)P32)

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
そもそも日本の放送秩序は、社会が自律的に形成したものではなく、チャンネルプランによって、国が政策的に創出した国法上の秩序である。地上波放送局を基幹とし、ケーブルテレビ放送を難視聴対策として補完的位置づけの放送として出発したことは歴史的な事実である。放送法およびチャンネルプランに依って国の基幹とは地域発許が付与され、それによって国の基幹的な出産づけにあるケーブルテレビ放送によって、少数チャンネル地区の解消を図るというのは、もともとの趣旨が違う。また、地域免許によって地上波放送局がおこなっている「居住する地域(県)の放送」と、補完的役割であるケーブルテレビな当が行っている「隣接する地域の放送」を同列、もしくは必要以上に大きく扱うことは著しく妥当性を欠く。	地上放送事業者	国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)なお、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったものですが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。
有線テレビジョン放送の受信者は、地域(県)の視聴者全体ではなく、限られた数の"有料加入者"に過ぎない。又、区域外再送信の受信者は"有料加入者"のさらに一部分である。この有料サービスによって得られる情報による民主主義の基盤強化が図られたとしてもそれは、上記の通り受信者の一部であり、受信者の利益の公平性に欠ける。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、地上放送を有線テレビジョン放送経由で視聴している者は、視聴者全体の6割に達しており、限定的な一部の「受信者」の問題ではないと考えます。

	<u> 4 C 1 いたエ</u> を	·尽无(似女)
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
	<b>意見提出者</b> 地上放送事業者	
おけで、それを盾に区域外再送信を正当化することには疑問を感じる。 隣接県の地上波を視聴することに賛同する。地元倉敷市で創業された多くの中核企業が関西へ本社を移したものの工場他、関連会社の多くが地域に残っています。関西からの転勤者は多く、生活・経済の交流も益々盛んで、兵庫県を始め関西圏への大学や企業への通勤も多くなって来ている。 隣県の放送を受信することにより、その情報の恩恵に浴し、勤務先や住居での安全・安心な生活を送ることに繋がります。因って、隣接兵庫県の独立UHF局の放送に対して「受信者の利益」の確保の必然性が大きいと考える。	送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
特に、鳥取県のような少数チャンネル地域では、「地上放送は、		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
隣接県の放送事業者が「広域局」(関東・中京・近畿)の場合、 区域外再送信により、地域社会が大都市圏に侵食され、埋没する おそれがあり、特段の配慮が必要である。静岡県における区域外 再送信の拡大は、情報の隣接都市、特に東京への一極集中を加速 させるもので、地域免許制度はもとより地方の独自性を著しく阻 害するものである。		国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることを裁定制度により一定範囲で確保することは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)
ここでも区域外再送信による受信者の利益が示されている。チャンネル数の格差是正ということならば、その数はいくつが妥当はのか。かつて全国で民放4波化政策が推し進められた経緯に立脚すれば、「4波」ということであり、5局目(TX系列)を区域外再送信する必要はない。加えて、4局ではTX系列の番組を購入、5場ではする必要はない。加えて、4局ではTX系列の番組を購入、5場ではでまるとでほとんど放送しており、エリア内での目者が著しい不利益を被っているとは考えにくい。加えてCS、BS放送の普及により多元性、多様性はその度合いを一層増している。県外波の区域外再送信が受信者の利益に大きな意味を及ぼすものとはいえないと考える。情報格差はむしろCATVに加入する(できる)、しない(できない)世帯の間に存在する。区域外再送信は、エリア内での情報格差をむしろ助長している。地上波テレビ放送は基幹メディアとして緊急地震速報など、地域住民の生命と財産に関わる情報を送り届ける責務がある。区域外再送信をあたら認容することでこうした情報を得る機会を失するとすれば、それこそが「受信者の利益」の喪失である。		有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。また、地上放送を有線テレビジョン放送経由で視聴している者は、視聴者全体の6割に達しており、限定的な一部の「受信者」の問題ではないと考えます。
少数チャンネル地区については、複数の地上波受信のメリットがあるとしても、4波地区には情報格差はない。生活に必要な地域情報が含まれるか否かに関わりなく、複数の地上放送を受信することになぜメリットがあるのか理解に苦しむ。隣接地区でもなく、内容もほとんど同じ東京キー局波をケーブルテレビが区域外再送信する必要はない。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。
隣接する地上放送を再送信することによって民主主義の基盤強化が図られるというが、具体的な説明がなく、漠然としている。また、「有料加入者」と「非加入者」との間に格差を生じてしまうケーブルテレビの仕組みの中で、民主主義の基盤強化を図ることが可能かどうかは極めて疑問である。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、有線テレビジョン放送法においては、有線テレビジョン放送事業者の営利・非営利、加入についての有料・無料を問わず、「受信者の利益」を保護するものとされており、本研究会も、こうした観点から検討したものです。
"・・・、自らの生活等に必要な地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。"と区域外再送信の意義を評価されていることに賛同する。	盟、有線テレビジョン放送事業者	日本の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	<u> 1 C 1 いたエク</u>	<u> </u>
意見		研究会としての考え方(案)
「特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。」とあるが、いったい如何なる状況を指すのか?少数チャンネル地域に関することと解釈することもできるが、その意図が、明瞭であり、誤解を招く。また、そのことを指すのであれば、ケーブルテレビ加入者と非加入者で、見られるチャンネル数に格差が生じるという問題点にも併せて言及されるべきである。また、当該地域のチャンネル数に関わりのない一般論であるならば、どの地域においても「情報の多元性・多様性」を理由に区域外再送信を求めることが可能となり、無秩序、無制限な区域外再送信の広がりを招くこととなって、まったく論外である。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
「メディア環境の変化等」に照らしても、必要性は低下していない。この制度がなければ、「正当な理由」なき同意拒否によって、「受信者の利益」を保護できなくなってしまう。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
生活圏・経済圏の広域化に伴い、県域を越える地域住民に対して地上放送が隣接県(地域)の情報を追加的に提供できないのは、ひとえにその免許で県域(放送対象地域)を越えないよう"制限"されているからに他ならない。生活圏・経済圏が明らかに県域を越える地域への平等な情報提供は、地上放送が担うべきであり、そのためには、生活圏・経済圏等地域住民の広域化に合わせた放送対象地域への見直しが必要である。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
様々な地域の実情を勘案いただき、遍く公平に、国民に放送を届ける観点から、有線テレビジョン放送における隣接再送信の意義を明確に評価されていることに賛意を表する。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
居住する地域(県)の地上放送でも、地域ニーズに応じて隣接県(地域)の情報を提供することも可能なのではないか。例えば、天気予報で周辺地域の予報も出ることはよくある。CATVの区域外再送信によって、隣接県の情報を提供しようとする放送活動の妨げになっていないか。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

意見		研究会としての考え方(案)
(3)裁定制度の基準の見直し等		
・総論、「5つの基準」		
現裁定制度は、ケーブルテレビの黎明期における育成策および受信障害対策としてその有効性は認めるが、今日のケーブルテレビ事業の広域化、外資規制の撤廃等規制緩和を鑑みれば、地域免許制度を基盤とする地上放送事業者に対して著しい"非対称規制"となっている。放送秩序を維持するため、マストキャリーも含めた早期の制度見直しおよび違法再送信への適切な措置を要望する。		裁定制度については、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P24)なお、本研究会として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったもとを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったも討まえの見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討をえてが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当であると考えます。(中間とりまとめ(案)P34)さらに、いわゆる違法再送信への適切な措置については、「Ⅱ 2 (4)協議の円滑化のための措置」(P30)において、「当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続の具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当」と述べているところです。
「有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質 な再送信が期待できない場合」に係る基準は非常に重要 なため、厳密に確保すべきである。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
・「放送の地域性に係る意図」(総論)		
「「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示す ことが適当」という方向性は大いに支持する。	民放連、地上放送事 業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
新たに「放送の地域性に係る意図」をあげ「受信者の利益」との比較衡量により判断するとされていることは評価。しかし、放送法上では第1条「放送を公共の福祉に適合するよう規律し」や、第1条第1項「放送が国民に最大限に普及し」及び第1条第2項「放送の不偏不党、真実及び自律を保証」など、地域性には必ずしも言及されておりません。従って「放送の地域性に係る意図」で過度に偏った判断とならぬようガイドラインなどに具体的に明示して頂きたい。	盟、有線テレビジョ	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	<u> </u>	<u> </u>
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
『放送の地域性に係る意図は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く』(26頁17~20行)とあるが、「放送の地域性に係る意図」が消極的な意図だけと判断することには異論がある。裁定の基準として他と同等、若しくは最も重視すべき。	業者	本研究会においても御指摘の観点から議論されたうえで、 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める5つの基準に比べて保護すべき必要性が低いと考えられ、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当と考えます。
放送番組が民間放送事業者の意図に反して、放送対象地域外で放送される場合は、明らかに番組編集上及び放送の地域性に係る意図に反していると言わざるを得ない。		「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当であると考えられます。(中間とりまとめ(案)P26)
放送番組を自らの放送対象外では見られたくないという「放送の 地域性に係る意図」の表現で、本当に地上放送事業社が地域外の 視聴者に「見られたくない」という意図を持っているのか、はは なはだ疑問。「放送の地域性に係る意図」については、裁定の基 準とする必要はことさらないのではないか。	送事業者	メディア環境の変化等に伴い、放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信される場合に、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることはあり得ることから、本基準についても裁定に当たって勘案することが適当であると考えられます。 なお、地上放送事業者が「見られたくない」という意図を持っていない場合には、民民間の協議により再送信を行いうることは当然のことと考えます。
「消極的な意図」との指摘があるように、基準として盛り込む必要があるのか疑問だが、「番組編集上の意図」の新たな一つとして上げるのであれば具体的な例を示す必要がある。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
現状として例えば関東圏域の放送事業者の電波を上述の方法で再送信することなど考えてない。遠距離ではなく、近隣の地域に限定するものと理解。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
ケーブル事業者は「受信者の利益保護」を第一の論点に据えて主張しているが、所詮は自らの事業を守るための便利な表現として、この言葉を利用しているに過ぎない。ケーブル事業者は放送事業者から無償で番組を受けている。そして、そのチャンネルが多ければ多いほど契約競争力が増し、自らの利益につながっている。そうした営利実態をまず踏まえ、偏ることなく正確に表現すべきと考える。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
スポンサーの販売戦略等に基づき、地域ごとに異なるCMを放送している。全国ネット番組においても、CMのローカル差替を行い、地域性を確保している。CMが放送対象地域外で見られることは、「放送の地域性に係る意図」に反する。また、当該地域では未販売の商品のCMが流れるなど視聴者の混乱を招くおそれがある。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
有線テレビジョン放送事業者が異なる番組の放送を望むのであれば、地方局と同様に費用を計上した上で、必要な番組を購入して「有料加入者」のニーズに応えるべきである。	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
市民生活は、多種多様だが、享受している情報が少なからず多くの市民の生活に欠くことのできないものとなっている現状において、「生活面・経済面での一定の関連性」について、新たな尺度をもって判断することは、非常に困難であり、どのような尺度をもってしても、対象外と判断された視聴者は、少なからず、現状享受できている情報の利益が減少し、又は、皆減することとなる。 現状の市民生活における視聴者としての利益が損なわれることのないようにされたい。	自治体	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

	コリット					
意見	意見提出者	研究会とし	ての考えた	5(案)		
・「放送の地域性に係る意図」(生活面・経済面での	一定の関連性の基	<b>、</b>	者との利益の	の衡量)		
地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、i) 地域間における人・物等の交流状況、ii) 両地域の関係を巡る歴 史的経緯等、iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣といった3 つを挙げているが、これらの要素を同列に扱うのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」を基軸とすべきである。	民放連、地上放送事 業者			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(案)」に対する	参考意見として承り
地域間の関連性や情報取得の必要性を客観的に示すことは困難。 「通勤・通学等の人の移動状況」「両地域間の経済的取引状況」 「電波のスピルオーバー」等で、当該地域の情報取得の必要性が 高いとする客観的基準を設定できるのか疑問。	地上放送事業者	今般の意見ます。	募集に係る「	中間取りまとめ	(案)」に対する	参考意見として承り
「受信者の利益」の程度を推量する地域間の関連性の程度については、列挙されているように様々な要素が絡み合うほか、有線テレビジョン放送事業者の性格、受信者の利益(損失)の程度も見極めることが重要である。民間放送事業者側の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と個別に判断することは困難であるため、再送信元の民間放送事業者数など明確な判断基準或いは対象基準のフレームづくりが求められている。	地上放送事業者	今般の意見ます。	募集に係る「	中間取りまとめ	(案)」に対する	参考意見として承り
「地域間の生活面・経済面での関連性の程度」を言われているが、当町では、高校生の進学先の過半数以上が首都圏の大学等に進学しており、親及び家族は首都圏の情報を必要としている。また、新聞のテレビ面には県内紙は勿論、全国紙までもが県内民放と同列で東京キー局の番組表を掲載しているのが現状であり、これも定着した文化の一部と言えるのではないか。	自治体、個人	今般の意見ます。	募集に係る「	中間取りまとめ	(案)」に対する	参考意見として承り
i)地域間における人・物等の交流状況、ii)両地域の関係を巡る歴史的経緯等、iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣、を考慮して、行政区である市町村単位で範囲を定め、県内民放の系列内外間わず、区域外再送信を出来るようにすることを提案する。		今般の意見ます。	募集に係る「	中間取りまとめ	(案)」に対する	参考意見として承り
地域間の関連性の程度を測る要素として挙げられている3つの要素については、客観的な基準になりうるので、合理性があり賛同する。		今般の意見ます。	募集に係る「	中間取りまとめ	(案)」に対する	参考意見として承り

		四次合し イのネッセ(安)
意見 iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣に関しては、それが適法な同意の下で行われてきたサービスか否かがまず問われるところである。違法再送信も含め「再送信の視聴実態がある」と断じることは、有線テレビジョン放送事業者が「生活面・経済面での関連性」が低いにも関わらずビジネスの都合上行ってきたものをも追認することとなり、承服できない。	民放連、地上放送事 業者	研究会としての考え方(案) 今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、いわゆる違法再送信への適切な措置については、「Ⅱ2(4)協議の円滑化のための措置」において、「当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続の具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当」と述べているところです。(中間とりまとめ(案)P30)
「電波のスピルオーバー」については、例えば「民生用の受信アンテナを通常の条件で使用したときに見える地域」等、具体的な条件・定義の例示が必要である。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
区域外再送信の受信者保護は、当該地域におけるケーブルテレビ 以外の受信者(地上放送の受信者)との「利益」も比較衡量すべ きであり、特に情報格差のない地域(民放4波化以上の地域)では 両者間に著しい差異を設けるべきではない。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
再送信に同意するか否かは、地上放送事業者固有の権利であり、 過去に同意したケースがあったとしても、その後の状況の変化等 により、同意できなくなることもある。一度同意したものは、事 実上二度と不同意にできないという方向性を打ち出すことは、重 大な権利侵害であり、有線テレビジョン放送法の極端な拡大解 釈。		本件については、仮に再送信同意の更新を拒絶したとしても、それが「正当な理由」に該当しないのであれば、有線テレビジョン放送事業者が裁定申請を行って裁定を受ければ、同意裁定となるような場合ついては結果的に同意裁定となることから、ガイドラインにその旨明記することが適当であるとしているものです。

意見	研究会としての考え方(案)
他県等からの放送を再放送する手段は区域外再送信だけに限られるものではなく、ケーブルテレビ受信者からニーズの高い番組を「番組購入」という方法により視聴させることも可能。特に同系列の放送が提供され、主要な番組が重複している場合には、その視聴不能な番組は、深夜、早朝等の時間帯を除けばわずかである。その例外的な番組を視聴可能とするために、区域外再送信という行政処分(大臣裁定)により全番組の再送信を義務付けることは過度の権利行使といわざるを得ない。仮に区域外再送信が認められなければ視聴不能な番組の中で、受信者の視聴ニーズが高い番組があるのなら、番組購入という通常の契約行為により入手するのが原則であると考える。	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
現在は民放4局地区である長野県も、TXN系列局の番販を含むキー局の深夜帯など一部の番組では、いまだに系列地方局では放送していない番組や1週遅れの放送も残り、受信者のニーズを完全に満たしているとは言い難い。また、系列地方局は、そのコンテンツのほとんどをキー局に依存しているが、受信者は地元の情報を得るために、今後も系列地方局制作の情報番組、報道番組などを視聴し続けるのであり、民放各局がデジタル化により急激に不利益を被るとは考えにくい。どれほどの受信者が、キー局制作の全く同じ番組を見るためにキー局のチャンネルを選択するのか検証も必要であろうし、むしろその選択についても受信者に委ねるべきで、これまで存在していたその機会を奪うことは好ましくない。地方の人間は地元民放局の放送だけを見ていてくださいという論理は、衛星を含めた多チャンネル化で視聴者の選択肢が増え、ネットの発達にもよる情報共有の同時性のこの時代にはもはや成り立たないと思われる。	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
ケーブルテレビに対して区域外の同時再送信を同意することにより、当該地域での放送回数は、番組販売での放送と同時再送信での放送とをダブルカウントしなければならない。したがって、放送回数が決められている番組に対し、区域外の同時再送信を同意すれば権利上の制約のため番組販売が不可能になる事態が予想される。さらに、番組販売での放送が同時再送信より後に放送されることになるため各県の放送局にとっても番組を購入するメリットが期待できず、販売が困難になることも予想される。	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
「生活面・経済面の一定の関連性」という曖昧な概念をもって「同意裁定となることも適当」と決めつけてしまうことは、「受信者の利益」への配慮に著しく偏った考え方であり、この事は考慮すべき重要な事項のひとつに過ぎず容認できない。	再送信先・再送信元の地域間の生活面・経済面での一定の関連性が認められる 場合については、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」 に関する「受信者の利益」の確保の必要性が大きく、原則「同意」裁定となるこ とが適当と考えます。

	<u>4 C 10/C I                                   </u>	<u> </u>	/
意見	意見提出者	研究会としての考え	(方(案)
地上放送事業者と違って、有線テレビジョン放送事業者にはあまねく受信努力義務がなく、一部の地域のみをカバーするだけである。小数チャンネル地域の解消という理由で区域外再送信を認めても、多数の受信者にとっては格差解消にはならないことも十分考慮すべきである。	地上放送事業者		「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
「地域情報の取得」という「受信者の利益」が認められる地域の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは事業者同士の協議に委ねることが適当である。	業者	今般の意見募集に係る ます。	) 「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
「一定の区域」を都道府県など広域に捉えることには賛成できない。何故ならば、何らかの関連性を主張することは比較的容易であるのに対し、隣県間で「生活面・経済面の関連性が認められない」と、具体的に反証することは難しいからである。「一定の区域」の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは地元放送事業者も含めた事業者同士の協議に委ねることが適当である。		今般の意見募集に係るます。	o「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り ■ では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この
「受信者の利益」のうち②「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄い、基幹4系列が全国ネットする人気番組への視聴要望にあるのが実態であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)という深刻な弊害との比較衡量が重要である。従って、「少数チャンネル地域において、全国ネットする4系列のうち当該地域にない系列のチャンネルに限定すること」を原則とするなど、チャンネル数の増加を必要最小限に抑える考え方で「地域間の関連性」が考慮されるべきものと考えている。今後、大分県などの少数チャンネル地域で、クロスネット局の系列の変更などによりチャンネル数が変更もしくは増加した場合がで4系列化が実現した時は再送信の必要はないと考えます。以上の観点から、「普及基本計画に照らしての合理性の検討」は、適切かつ重要なことである。		今般の意見募集に係るます。	o「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り □ では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

	<del></del>	
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
少数チャンネル地域においてすら、隣接県の再送信が放送普及基	地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
本計画の考えと十分な合理性があるか検討すべきとしているのだ		ます。
から、4波地域ではなおさらである。したがって、4波地域にお		
いては、「受信者の利益」と「放送の地域性に係る意図」との比		
較衡量においては、「受信者が自県の地上放送に加えて、その他		
の件の地上放送を再送信により視聴できること」の基準は当ては		
まらないと考えるべきである。		
アナログの再送信では、放送事業者の放送対象地域と隣接しない	地上拉送事業者	「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業
「生活面・経済面での一定の関連性」のない区域で、電波のスピ		者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連
ルオーバーではなく微弱な放送を標高の高い山頂などで受信し、		性の程度により定まると考えられ、この程度を量る要素として、地域間における
再送信を行なっている場合もある。このような場合は、デジタル		人・物等の交流状況(通勤・通学等人の移動状況、両地域間の経済的取引状況、
		八・物寺の父仇仏佐(理期・理子寺八の参助仏佐、岡地城間の経貨的取り仏佐、
の再送信については、「同意」裁定とならないものと解釈する。		電波のスピルオーバー等)、両地域の関係を巡る歴史的経緯等、再送信に関する
		視聴実態、視聴習慣を掲げているところですが、具体的にどのような「一定の区
		域」についてが同意裁定と推定されるか等については、まだ検討されているとこ
		ろです。
「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証され		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
る場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な		ます。
取扱いを行うことが適当と考えられるとした考えは評価できる		
が、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証		
することははなはだ困難であり、画餅に等しい。		
複数の隣接県からの区域外再送信に関しては、左記のような曖昧	地上放送事業者	│ 今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り │
な表現によって若干の抑制的な考え方を示すのではまったく不十		ます。
分である。		
「一定の区域」についてはすくなくとも同一都道府県とすべきで	全国消費者協会連合	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
	会 会	ます。
遠隔地についても同意裁定は必要である。	全国消費者協会連合	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
	<del>立口!!!                                  </del>	ます。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
·その他の基準		
受信者の利益と放送事業者の利益との比較で検討を進めているが、この場合の放送事業者とは区域外再送信先の事業者ではない。区域外再送信は、民放連の主張にあるように、視聴率の低下という形で再送信先の民放の経営に影響を与える。民放の経営力低下は、地域情報発信能力の低下となって受信者の不利益につながるものであり、区域外再送信については再送信先の放送事業者の同意も必要であると考える。		本研究会においては、御指摘の観点も含めて検討した結果、地元放送事業者の経営に与える影響について「放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる」と述べられているところです。
県域を基本とする地上テレビジョン放送が果たしてきた地域住民の生活に必要不可欠な情報提供や地域め情報・番組の全国発信といった役割を維持・発展していくためには、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、裁定の基準に盛り込むべきである。		本研究会においては、御指摘の観点も含めて検討した結果、地元放送事業者の経営に与える影響について「放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる」と述べられているところです。
県域を基本とする地上テレビジョン放送が果たしてきた地域住民の生活に必要不可欠な地域情報の提供や全国への地域情報の発信などといった役割を維持・発展していくためには、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、裁定の基準に追加すべきである。一方、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無は、放送事業者が個別に考慮すべき事項であり、裁定の基準とすることは適当ではない。	業者	本研究会においては、御指摘の観点も含めて検討した結果、地元放送事業者の経営に与える影響や適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無については「放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる」と述べられているところです。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
· 経過措置		
「激変緩和措置」は、そもそも放送事業者が同意しない「正当な理由」があり、当該区域外再送信について「受信者の利益」が認められない場合に、緊急避難的な措置として止むを得ない場合に限り認められるべきである。 善意で区域外再送信を受信していたケーブルテレビ受信者の混乱を避けるため、「激変緩和措置」という観点から一定の経過期間を講じることについては一定の理解はするが、これが長期間になると、それ自体が既得権益化する可能性もある。したがって、その経過措置に必要な期間は、受信者への周知短報、代替番組の購入に要する期間等を考慮しても一定の猶予期間を与えれば十分と考える。	3.	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)	
(4)協議の円滑化のための措置			
総務省が、「正当な理由」の解釈についてガイドラインを策定し、公表することは適当と考える。	地上放送事業者、 ケーブルテレビ連盟、有線テレビジョン放送事業者、衛星 放送関連会社		
総務省が具体的な基準を考慮した「正当な理由」や「協議手続き」のガイドラインを公表することは協議の円滑化に有効と考える。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。	
民-民による区域外再送信問題の解決に向けて、民放連と日本ケーブルテレビ連盟が整理を行った「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を踏襲し、公正でバランスのとれたものとするよう要望する。	業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、本研究会の検討に当たっては、当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方を十分に踏まえることとしており、ケーブルテレビ連盟が得られれば、協議の結果を総務省においてガイドラインが策定される場合、十分考慮されることが適当と考えます。	
ガイドラインの公表に当たっては事前に意見募集を行い、関係者の意見が反映されるよう配慮願いたい。	ケーブルテレビ連 盟、地上放送事業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り ます。	
ガイドラインの策定にあたっては、ケーブルテレビ事業者の吸収 合併などでサービスエリアが拡大した場合は、区域外再送信同意 の更新拒否の「正当な理由」とすべき。		本研究会においては、「生活面・経済面での一定の関連性」等の程度に基づき考慮されるものと考えられます。	
一度適正に同意した場合でも今中間答申に記された「正当な理由」以外の理由で再送信同意を拒否することがあるので、この考え方には反対である。放送事業者にとって文化表現活動の成果物である放送の再送信を委ねられるCATVかどうか検討する自由(=検討の結果、拒否もできる自由)は常に保障されるべき。	業者	本件については、仮に再送信同意の更新を拒絶したとしても、それが「正当な理由」に該当しないのであれば、有線テレビジョン放送事業者が裁定申請を行って裁定を受ければ、同意裁定となるような場合ついては結果的に同意裁定となることから、ガイドラインにその旨明記することが適当であるとしているものです。 なお、本記述は、同意を既得権のように取り扱うべきとしているものではなく、仮に環境の変化等により、新たに裁定判断における「正当な理由」に該当する事態が生じた場合においては、地上放送事業者は、再送信先の有線テレビジョン放送事業者の受信者への周知広報等の手続に係る猶予を与えた後に、再送信同意の更新を拒絶することは妨げられていないものと考えます。	

	<u> </u>	多态尤(恢安)
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
地上放送事業者の中には、「区域内」の再送信同意にも難色を示すケースが見受けられます。「区域外」とともに、「区域内」の再送信同意につきましても一定のガイドラインをお示しいただきますようお願いします。	有線テレビジョン放	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
今後も、同意更新を拒否する正当な理由が新たに生じる事態は多分に想定され、一度の同意を既得権のように扱うガイドラインができるならば、放送事業者は将来のあらゆる不測の事態の予期を迫られ、今後硬直的な判断が多くなるものと危惧される。		本件については、仮に再送信同意の更新を拒絶したとしても、それが「正当な理由」に該当しないのであれば、有線テレビジョン放送事業者が裁定申請を行って裁定を受ければ、同意裁定となるような場合ついては結果的に同意裁定となることから、ガイドラインにその旨明記することが適当であるとしているものです。 なお、本記述は、同意を既得権のように取り扱うべきとしているものではなく、仮に環境の変化等により、新たに裁定判断における「正当な理由」に該当する事態が生じた場合においては、地上放送事業者は、再送信先の有線テレビジョン放送事業者の受信者への周知広報等の手続に係る猶予を与えた後に、再送信同意の更新を拒絶することは妨げられていないものと考えます。
再送信同意の更新を拒否する理由には、区域外再送信同意後の事情変更を追加すべき。	民放連、地上放送事業者	本件については、仮に再送信同意の更新を拒絶したとしても、それが「正当な理由」に該当しないのであれば、有線テレビジョン放送事業者が裁定申請を行って裁定を受ければ、同意裁定となるような場合ついては結果的に同意裁定となることから、ガイドラインにその旨明記することが適当であるとしているものです。 なお、本記述は、同意を既得権のように取り扱うべきとしているものではなく、仮に環境の変化等により、新たに裁定判断における「正当な理由」に該当する事態が生じた場合においては、地上放送事業者は、再送信先の有線テレビジョン放送事業者の受信者への周知広報等の手続に係る猶予を与えた後に、再送信同意の更新を拒絶することは妨げられていないものと考えます。
再送信同意の手続きにおいても、地元放送事業者の意向確認が同 意条件に反映されることを希望する。	地上放送事業者	本研究会においては、御指摘の観点も含めて検討した結果、地元放送事業者の経営に与える影響について「放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる」と述べられているところです、
本ガイドラインは、電気通信役務利用放送法における再送信同意 の協議においても、その円滑化に資するものであると考えられる ため、準用されることを希望。	衛星放送関連会社	電気通信役務利用放送法においては、有線テレビジョン放送法に規定されているような再送信同意に係る裁定制度が存在しないため、本ガイドラインを準用することはできませんが、当事者が自主的にガイドラインの趣旨に則して、協議を行うことを妨げるものではありません。

		· 尽九(似女 /
意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
(5) 著作権法との関係		
放送番組の著作権、著作隣接権は放送事業者だけが保持するものではないことは明白。著作権者に自明の権利である許諾権を無くし、報酬請求権のみに限定しようとする考えは、これから知財立国を目指そうとしている政策に反している。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、本記述の趣旨は、同意裁定が行われたにもかかわらず、放送事業者の著作隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなることから、この点について制度改正を含めて検討が行われるべきとする点にあるのであって、現時点で検討内容の方向性についてまで確定的に示すものではありません。
「受信者の利益」を理由に難視聴地区における区域内再送信と営利目的の有線放送事業者の区域外再送信を同一視し制度変更するのは、整合性を欠く。		本記述の趣旨は、同意裁定が行われたにもかかわらず、放送事業者の著作隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなることから、この点について制度改正を含めて検討が行われるべきとする点にあるのであって、現時点で検討内容の方向性についてまで確定的に示すものではありません。いずれにせよ、ご指摘は今後の検討への参考意見として承ります。
再送信の対価を支払うことについては、当事者同士の協議で決めるべき事ではなく、全国統一のルールを作った上で実施されるべき。		今後の検討への参考意見として承ります。
有線テレビジョン放送法の裁定制度と著作権法との不整合を、著作隣接権者である放送事業者の権利切り下げによって措置するという方向性には反対である。	業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、本記述の趣旨は、同意裁定が行われたにもかかわらず、放送事業者の著作隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなることから、この点について制度改正を含めて検討が行われるべきとする点にあるのであって、現時点で検討内容の方向性についてまで確定的に示すものではありません。
放送番組は、放送事業者の著作権および著作隣接権に加え、放送 事業者以外の国内外の者の著作権および著作隣接権、さらにスポーツイベントの放送権等の契約上の権利を含め様々な権利の集合体。「実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者の間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である」と記述されているが、そうした基本ルールの策定自体が困難な作業。	民放連、地上放送事 業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。 なお、本記述の趣旨は、同意裁定が行われたにもかかわらず、放送事業者の著作隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなることから、この点について制度改正を含めて検討が行われるべきとする点にあるのであって、現時点で検討内容の方向性についてまで確定的に示すものではありません。

	<u> </u>	<u> </u>	/
意見	意見提出者	研究会としての考え	方(案)
(6) 中期的な課題			
ローカルコンテンツとは別に、一般的な番組においては地方民放が行う東京の放送で良いではないかという意見があるが、情報の即時性の観点から疑問が残る。	地方自治体	今般の意見募集に係るます。	「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
地上放送事業者と有線放送事業者が相互に協調する体制の構築を検討することが適当であるとの考えに賛同。	送事業者	今般の意見募集に係る ます。	「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は「ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている」とあるが、その実態をみると、多くの有線テレビジョン放送事業者は、もっとローカルコンテンツの充実に努めるべきである。また、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は「いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することがある。とされているが、これほど「地域社会を基盤とするメディア」の重要性を認識されるのであれば、地域免許制度に基づく地上放送事業者の存在意義について十分尊重すべきである。		今般の意見募集に係るます。	「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
紛争処理解決の手段として、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることには賛成するが、電気通信事業紛争処理委員会がこのような紛争を判断することには反対。再送信の問題は通信とそのための回線接続・施設開放の問題ではなく、きわめて専門性の高い文化の問題。		ます。	「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り
大臣裁定しか紛争解決方法がない現状に鑑みれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則であるならば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者などを加えた中立的な民間版紛争処理委員会を新たに設置し、そこに判断を仰ぐことも一つの方法。/裁定制度を撤廃するならば、これに代わり、迅速かつ柔軟な"民一民"の仲裁手段の導入を関係者で検討する用意がある。		今般の意見募集に係るます。	「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承り

意見	意見提出者	研究会としての考え方(案)
今回の見直し結果は、抜本的な問題解決策とはいえず、あくまでも2011年の地上デジタル放送への完全移行までの暫定的、緊急避難的な措置に過ぎないと理解。このため、『有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しを行う際には、電気通信役務利用放送など他メディアへ援用せず、改めて検討し直すことが適当である』旨を明記すべき。	業者	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
マストキャリーについては、諸外国とは異なり、放送波による世帯カバー率が高い我が国の実情を踏まえ、その必要性については慎重に議論する必要がある。	業者	ます。
有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送の2つの法体系上に、いわゆるCATV事業者が混在している現況は紛争処理スキーム等の観点から決して望ましいものではなく、一元化が図られるべき。		今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
早急に有線テレビジョン放送事業者と電気通信役務利用放送事業者との間のイコール・フッティングを確保すべき。	衛星放送関連会社	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。
地上デジタル化に合わせるため拙速に制度の変更をすべきではなく、地上デジタル化以降の検討でもよいのではないか。	全国消費者協会連合 会	今般の意見募集に係る「中間取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。